

令和5年第2回川西町 議会臨時会会議録

令和5年5月1日 月曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年5月1日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第2まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議席の一部変更

追加日程第 6 発議第4号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任

- ・ 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会正副委員長の互選の結果報告

追加日程第 7 発議第5号 広聴広報常任委員会委員の選任

- ・ 広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果報告

追加日程第 8 発議第6号 議会運営委員会委員の選任

- ・ 議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告

追加日程第 9 発議第7号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任

追加日程第10 選 第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

追加日程第11 発議第8号 特別委員会の設置について

- ・ 特別委員会正副委員長の互選の結果報告

追加日程第12 議第40号 川西町監査委員の選任について

追加日程第 1 3 議第 3 9 号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程の追加 (第 2 号)

追加日程第 1 常任委員会委員の辞任

追加日程第 2 発議第 9 号 閉会中の所管事務調査について

◎臨時議長紹介

○事務局長 おはようございます。

私より申し上げます。一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定において、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

つきましては、出席議員中、神村建二議員が最年長でございますので、議長席にご着席の上、議事を進行していただきますようお願い申し上げます。

◎臨時議長あいさつ

(臨時議長 神村建二君 登壇)

○臨時議長 おはようございます。

ただいま紹介いただきました神村建二でございます。

本日招集されました令和5年第2回川西町議会臨時会の開会に当たり、ただいま紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うことになりました。

議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして職責を果たしたいと存じますので、特段のご協力をお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○臨時議長 本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

一般選挙後最初の会議でありますので、町長からのごあいさつ並びに議員各位からの自己紹介及び町当局出席者の紹介を行っていただきます。

◎町長あいさつ

○臨時議長 初めに、町長からごあいさつを、登壇の上、お願いします。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 おはようございます。

議員各位におかれましては、去る4月23日に執行されました川西町議会議員選挙において、町民の皆様の信託を得、めでたくご当選を果たされ、本日ここに初議会を開催する運びになりましたことは、誠にご同慶の極みであり、心よりお祝いを申し上げます。

議員各位をお迎えし、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことは、私にとりましても誠に光栄に存じており、深く感謝を申し上げます。

昭和30年、1町5か村が大同団結し川西町が誕生して、今年で68年目を迎えました。町誕生当初の財政危機、本町に未曾有の被害をもたらした昭和42年の羽越水害、昭和40年代、50年代の高度経済成長期、平成の時代には、バブル経済の崩壊による景気低迷やリーマンショックなど世界経済の変動、また、喫緊では、コロナの感染パンデミックなど、様々な変動がありました。

また、地方自治におきましては、地方分権推進とともに、補助金の一般財源化や大幅な地方交付税の削減など、国の三位一体の改革による厳しい財政運営など、幾度もの課題に直面しながら、町議会議員の諸先輩をはじめ先人のたゆまない努力により、いつの時代においても町民の幸せと将来の町の発展を願い、事業が展開されてまいりました。

私は、就任当初、4つの目標を掲げさせていただきました。

1つは、役場改革を通し町民サービスの向上を図ること。

2つ目が、協働のまちづくりを進めること。

3つ目が、若者や女性、さらには子供たちも含めて、まちづくりを意欲を持って取り組めるような町にすること。

そして、4つ目に、広域的な課題を含め、新たな時代に合った地方自治の経営を担っていきたくいと表明をさせていただきました。

私は、先人が残されました川西町発展の礎をしっかりと受け継ぎ、次の時代を見据えた町

政運営が私自身に課せられた課題と受け止め、平成16年に川西町まちづくり基本条例を制定し、基本理念であります町民主役のまちづくりの初心を忘れることなく、町発展のため努力を傾注してまいりました。

町政運営に当たりましては、この間、町議会議員の皆様の温かいご支援、ご指導を賜り、心から感謝を申し上げます。今後とも、町民の最大限の幸福を願い、町政の発展に邁進してまいりますので、これまで以上にご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本町の持続的なまちづくりを進める上で最大の課題は、急激な人口減少社会にどう対応し、克服していくかであります。そのためには、川西町第5次総合計画、かわにし未来ビジョンの後期基本計画並びに第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる経済活性化、移住・定住・交流促進、男女共同参画推進、町民総活躍、安心して暮らせるまちづくりの各プロジェクトを重点課題とし、各種施策を着実に推進していかなければならないと考えております。

特に、昨今の世界的な異常気象とともに、東日本大震災や豪雨等の自然災害が頻発する環境において、町民の暮らしと安全を守る拠点として役場新庁舎を移転・整備するとともに、人口減少を踏まえ、定住人口を確保・拡大するため、国道113号梨郷道路と国道287号米沢長井道路の結節点である公立置賜総合病院周辺のメディカルタウン構想の着実な具現化を進めてまいりました。現在、民間医療機関や商業事業者が進出するとともに、宅地分譲も進み、建設が始まりました。

また、中心市街地の活性化については、にぎわいづくりの核として、旧役場庁舎跡地に地域振興拠点施設を整備するとともに、将来のまちづくりの指針と都市機能の在り方について、中心市街地活性化基本計画の見直しとともに、立地適正化計画の策定及び都市マスタープランの見直しを推進してまいりたいと考えております。

一方、今年度は、昨年8月の大雨による甚大な被害を受けた鏡沼周辺をはじめとする道路・河川・農業施設等の災害復旧を最優先に対応してまいりますが、今後、総合的な治水対策への対応や地域振興拠点施設整備等の大型事業が継続してまいります。

さらに、川西診療所や川西中学校等の文教施設をはじめとする公共施設の長寿命化や再編・再配置、道路橋梁及び上下水道等の生活インフラについて、将来見通しを踏まえた総合的な維持管理への対応が課題と捉えており、厳しい財政状況を踏まえ、有利な各種起債、交付金等の財源を活用し、事業化を図っておりますが、将来の財政見通しを精査し、事業を厳選するなど、財政規律を保ち、メリハリのある行政運営に努めてまいります。

さらには、全世界的な課題である地球温暖化防止対策について、昨年度策定いたしました町の実行計画に基づいて、家庭・事業者・行政が一体となって、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、みどりの食料システム戦略等を推進するとともに、国のDX推進に対応し、住民サービスの向上をはじめ、職員の働き方改革に取り組んでいく必要があります。

職員一人一人の意識改革や能力開発、業務改善による長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスを推進しながら、町民の皆様の期待に応えられるよう、オール川西町役場で事業を推進してまいります。

最後に、川西町議会の特筆すべき活動について触れさせていただきます。

平成25年5月に川西町議会基本条例を制定され、政策提言をはじめ、課題に対応した特別委員会の設置など、議会の活性化に積極的に取り組まれております。また、川西町地酒による乾杯を推奨する条例や川西町読書推進条例を議員発議により制定するなど、町の経済発展や活性化のため、町民目線に立った活動を展開され、全国的にも高い評価を受けられております。

さらに、議会の情報発信となる広報全国コンクールにおいては、2年連続で最優秀賞受賞を含め、現在13年連続で入賞を継続されるなど、連綿と続く顕著な議会活動であり、敬意を表す次第であります。このようにすばらしい議会活動を継続され、今後さらなる町議会のご隆盛をご期待申し上げるところであります。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますのご活躍、町議会の発展を心から願い、初議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長 町長のあいさつを終わります。

◎出席者紹介

○臨時議長 次に、議員各位の自己紹介に移ります。

自己紹介は、ただいまご着席の南側から北側へ、順に自席で行ってください。

それでは、順次お願いいたします。

茂木議員。

○1番 1番茂木 晶と申します。小松地区です。よろしくお願いいたします。

○2番 2番鈴木孝之です。犬川出身です。よろしくお願い致します。

○3番 3番寒河江寿樹と申します。吉島出身です。よろしくお願い致します。

- 13番 井上晃一です。小松地区から2回目の選出していただきました。よろしくお願いいたしますします。
- 4番 5番遠藤明子です。小松地区出身です。2回目の当選でした。よろしくお願いいたしますします。
- 5番 6番渡部秀一です。上小松地区出身でございます。2期目となります。よろしくお願いいたしますします。
- 6番 寒河江 司でございます。吉島出身であります。2回目の当選を果たしました。よろしくお願いいたします申し上げます。
- 7番 吉村 徹です。玉庭出身で2期目でございます。今後ともよろしくお願いいたします申し上げます。
- 12番 伊藤 進です。中郡地区です。3期目の当選させていただきました。よろしくお願いいたしますします。
- 8番 鈴木幸廣と申します。出身は中郡になります。よろしくお願いいたします申し上げます。
- 10番 12番橋本欣一でございます。小松地区出身でございます。よろしくお願いいたしますします。
- 11番 高橋輝行です。よろしくお願いいたしますします。
- 臨時議長 議員各位の自己紹介を終わります。
- 引き続き、町当局の紹介をお願いいたします。
- 町長より、行政委員会の長、町三役、次に管理職等職員の順をお願いいたします。
- なお、議会事務局職員については、議会事務局長よりお願いします。
- 町長原田俊二君。
- 町長 私から、行政委員会の代表、特別職及び管理職等をご紹介申し上げます。
- 初めに、行政委員会ではありますが、向かって右側前列、代表監査委員の嶋貫榮次氏であります。
- 監査委員 嶋貫です。どうぞよろしくお願いいたしますします。
- 町長 続きまして、農業委員会会長の新野勝廣氏ではありますが、本日はご欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします申し上げます。
- 次に、特別職ではありますが、向かって左側前列、副町長の鈴木清隆であります。
- 副町長 鈴木でございます。よろしくお願いいたしますします。
- 町長 続いて、向かって右側前列、教育長の小林英喜であります。

- 教育長 小林です。よろしくお願いいたします。
- 町長 次に、管理職等ではありますが、向かって左側前列から、会計管理者兼税務会計課長の有坂強志であります。
- 会計管理者・税務会計課長 有坂です。よろしくお願いいたします。
- 町長 安全安心課長の前山律雄です。
- 安全安心課長 前山です。よろしくお願いいたします。
- 町長 次に、2列目になりますが、調整監兼総務課長及び選挙管理委員会書記長の奥村正隆です。
- 総務課長 奥村です。よろしくお願いいたします。
- 町長 財政課長の坂野成昭です。
- 財政課長 坂野です。よろしくお願いいたします。
- 町長 まちづくり課長の安部博之です。
- まちづくり課長 安部です。よろしくお願いいたします。
- 町長 政策推進課長の鈴木優徳です。
- 政策推進課長 鈴木です。よろしくお願いいたします。
- 町長 次に、向かって右側、2列目ですが、産業振興課長の内谷新悟です。
- 産業振興課長 内谷です。よろしくお願いいたします。
- 町長 農地林務課長及び農業委員会事務局長の佐藤賢一です。
- 農地林務課長・農業委員会事務局長 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 町長 地域整備課長の大河原孝如です。
- 地域整備課長 大河原でございます。よろしくお願いいたします。
- 町長 教育文化課長の金子征美です。
- 教育文化課長 金子でございます。よろしくお願いいたします。
- 町長 次に、3列目になりますが、住民課長の近 祐子です。
- 住民課長 近です。よろしくお願いいたします。
- 町長 福祉介護課長の原田智和です。
- 福祉介護課長 原田です。よろしくお願いいたします。
- 町長 健康子育て課長の小林俊一です。
- 健康子育て課長 小林です。よろしくお願いいたします。
- 町長 最後に、向かって左側、3列目になりますが、財政課財政主幹の石田英之です。

○財政主幹 石田と申します。よろしくお願ひします。

○町長 以上、紹介とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局長 私より、議会事務局職員をご紹介申し上げます。

緒形信彦議会事務局長補佐兼ねて監査委員事務局長補佐でございます。

○事務局長補佐 緒形でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長 次に、中山 恵議会事務局主査兼ねて監査委員事務局監査主査でございます。

○主査 中山です。よろしくお願ひいたします。

○事務局長 私、議会事務局長兼ねて監査委員事務局長の太友勝治でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長 以上で紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時51分)

○臨時議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時58分)

◎議長の選挙

○臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長 ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定により、開票の立会人に、3番寒河江寿樹君及び5番遠藤明子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○臨時議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○臨時議長 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○臨時議長 投票漏れはありませんか。

(な し)

○臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○臨時議長 開票を行います。

開票立会人寒河江寿樹君及び遠藤明子さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

井 上 晃 一 君 7票

鈴 木 幸 廣 君 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により、4票であります。

よって、有効投票の最多数を得た井上晃一君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 ただいま議長に当選されました井上晃一君が議長におられますので、本席から川西町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長当選のあいさつ

○臨時議長 井上晃一君は、議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上、お願いいたします。

(13番 井上晃一君 登壇)

○13番 私の思いをご支持いただきまして、大変責任を重く受け止めております。全ては町のため、町民のために働いてまいりたいと思いますので、至らぬ点多々あるかと思いますが、ぜひ皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長 これをもって、地方自治法第107条の規定による臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力に感謝申し上げ、降壇いたします。誠にありがとうございました。

井上晃一議長、議長席にお着き願います。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。ありがとうございました。

(午前11時18分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前11時26分)

◎日程の追加

○議長 これからは、私より議事を進めてまいりますので、よろしくご協力くださいますよう

お願いいたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま配付いたしました日程を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これからの議事は、既に配付の追加議事日程に従って進めてまいります。

地方自治法第121条の規定による提案理由説明のための町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員への出席要求につきましては、本議場におられる各位に対し、本席から口頭をもって出席を要求いたします。

◎議席の指定

○議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

先例に従いまして、私の議席を最終番といたしますので、今までの私の仮議席には次席の議員に着席いただき、さらに、以降の議席の議員におかれましても順次お詰めください。

暫時休憩いたします。

(議席の移動)

(午前11時28分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前11時29分)

○議長 議席につきましては、川西町議会会議規則第4条第1項の規定により、私から、ただいまご着席の議席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長 追加日程第2、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

1番茂木 晶君、2番鈴木孝之君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 追加日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時36分)

◎副議長の選挙

○議長 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票によって行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定により、開票の立会人に、3番寒河江寿樹君及び4番遠藤明子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○議長 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○議長 開票を行います。

開票立会人の寒河江寿樹君及び遠藤明子さんは、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

寒河江 司 君 6票

伊藤 進 君 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により、4票であります。

よって、有効投票の最多数を得た伊藤 進君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選されました伊藤 進君が議場におられますので、本席から川西

町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の通知をいたします。

◎副議長当選のあいさつ

○議長 伊藤 進君、副議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上、お願いいたします。

(12番 伊藤 進君 登壇)

○12番 ただいま、皆様には副議長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。副議長としては、口が欠けることなく、しめすへの「福」ということも考えながら、副議長職に努めてまいりたいと思っております。

新しき風光なり雲晴るる。皆様には、議会が視界良好となるよう、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎議席の一部変更

○議長 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

副議長選挙に伴い、先例に従いまして、副議長の議席を最終2番、いわゆる12番といたしますので、今までの副議長の仮議席には次席の議員に着席いただき、さらに、以降の議席の議員におかれても順次お詰めください。

暫時休憩いたします。

(議席の移動)

(午前11時53分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前11時54分)

○議長 議席の一部変更については、川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、ただいまご着席の議席のとおり、本職より一部変更して指定いたします。

ここで、川西町議会運用例確認等のため、全員協議会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

なお、本会議の再開時刻は、口頭をもって通知いたします。

(午前11時55分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時03分)

◎発議第4号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任

○議長 追加日程第6、発議第4号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時03分)

○議長 会議を再開いたします。

(午後 1時04分)

○議長 本職より、初めに、総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員について指名いたします。

総務文教常任委員会委員7名、高橋輝行君、鈴木幸廣君、伊藤 進君、吉村 徹君、渡部秀一君、寒河江寿樹君及び私、井上晃一。

産業厚生常任委員会委員6名、橋本欣一君、神村建二君、寒河江 司君、遠藤明子さん、鈴木孝之君、茂木 晶君。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員に選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 このたび私は、川西町議会運用例第7章第3項の規定により、総務文教常任委員会委

員を辞退いたしたいと思います。

お諮りいたします。この際、常任委員会委員の辞退についてを追加日程にさらに追加し、追加日程第1とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の辞退についてを追加日程第1とし、議題にすることに決定いたしました。

本案は、私の一身上に関する事件であり、除斥に該当しますので、副議長と交代いたします。

(議長 井上晃一君 退場)

(副議長、議長席に着席)

○副議長 議長と交代いたしましたので、引き続き議事を進めます。

◎常任委員会委員の辞退

○副議長 追加日程第1、常任委員会委員の辞退、これを議題といたします。

お諮りいたします。井上晃一議長の常任委員会の委員の辞退について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、井上晃一議長の常任委員会委員の辞退については、許可することに決定いたしました。

井上晃一議長の復席を求めます。

(議長 井上晃一君 復席)

○副議長 井上晃一議長に申し上げます。

常任委員会委員の辞退については許可されましたので、告知いたします。

議長と交代いたします。

(議長、議長席に着席)

○議長 副議長と交代いたしましたので、引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。先刻、総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、常任委員会に正副委員長を

置くこととされております。

これより休憩に入り、休憩中に、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選、あわせて、先例による議会運営委員会委員等の選考についての協議のため、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。議会運営委員会の委員の選出につきましては、先例により総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広聴広報常任委員会の各常任委員会委員長3名と、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会より委員長を除き3名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

それでは、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の開催場所を私から指定いたします。総務文教常任委員会は中会議室、産業厚生常任委員会は第1委員会室、以上のとおり指定いたします。

なお、初めての常任委員会でありますので、川西町委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は各委員会の年長委員が行うこととなっております。

また、役職の選出結果を私までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時12分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時59分)

◎総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 常任委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中の総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知があ

りましたので、本職よりご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、渡部秀一君、同副委員長、寒河江寿樹君。

産業厚生常任委員会委員長、遠藤明子さん、同副委員長、神村建二君。

以上のとおりであります。

◎発議第5号 広聴広報常任委員会委員の選任

○議長 追加日程第7、発議第5号 広聴広報常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

広聴広報常任委員会委員6名、橋本欣一君、鈴木幸廣君、伊藤 進君、遠藤明子さん、寒河江寿樹君、茂木 晶君。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、広聴広報常任委員会委員に選任したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

広聴広報常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これより休憩に入り、休憩中に同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選についての協議のため、常任委員会を開催いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、広聴広報常任委員会を開催することに決定いたしました。

それでは、広聴広報常任委員会の開催場所を私から指定いたします。開催場所は第1委員会室を指定いたします。

なお、初めての広聴広報常任委員会でありますので、川西町議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は委員会の年長委員が行うこととなっております。また、役職の選出結果を私まで報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 2時02分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時23分)

◎広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果について、休憩中の常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

広聴広報常任委員会委員長、橋本欣一君、同副委員長、茂木 晶君。

以上のとおりであります。

◎発議第6号 議会運営委員会委員の選任

○議長 追加日程第8、発議第6号 議会運営委員会委員の選任、これを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第4条の2及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

高橋輝行君、橋本欣一君、吉村 徹君、寒河江 司君、渡部秀一君、遠藤明子さん。

お諮りいたします。以上6名の方を議会運営委員会委員に選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に第1委員会室において議会運営委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 2時25分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時14分)

◎議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中の議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

議会運営委員会委員長、寒河江 司君、同副委員長、高橋輝行君。

以上のとおりであります。

◎発議第7号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任

○議長 追加日程第9、発議第7号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任、これを議題といたします。

本案は、置賜広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、置賜広域行政事務組合議会議員2名を選任するものであります。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の一部事務組合議会議員の選挙の方法に準じ、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第4項の規定を準用し、本職が指名する方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。置賜広域行政事務組合議会議員に、寒河江寿樹君、茂木 晶君を選任いたしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、寒河江寿樹君、茂木 晶君を置賜広域行政事務組合議会議員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました寒河江寿樹君、茂木 晶君が議場におられますので、川西町議会運用例第4章第9項の規定を準用し、選任の告知をいたします。

◎選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

○議長 追加日程第10、選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、これを議題といたします。

本案は、置賜広域病院企業団規約第5条の規定により、置賜広域病院企業団議会議員3人を選挙するものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の規定により、指名推選の方法で行います。

また、指名推選の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第4項の規定により、直ちに本職より指名いたします。

置賜広域病院企業団議会議員に、神村建二君、吉村 徹君及び私、井上晃一、以上3人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職より指名申し上げた3人を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、神村建二君、吉村 徹君及び私、井上晃一を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま当選人に決定されました神村建二君、吉村 徹君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項並びに川西町議会運用例第4章第9項の規定により、当選の告知をいたします。

◎発議第8号 特別委員会の設置について

○議長 追加日程第11、発議第8号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置につきましては、川西町委員会条例第5条及び川西町議会運用例第7章第8項の規定により、今後の川西町各会計予算関係議案を審査するため、本職を除く議員で構成する特別委員会を設置しようとするものであります。

議会事務局長に議案を朗読いたさせます。

大友議会事務局長、お願いします。

(議会事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において予算特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 3時20分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時33分)

◎特別委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 予算特別委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中、予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

予算特別委員会委員長、吉村 徹君、同副委員長、高橋輝行君。

以上のとおりであります。

◎議第40号 川西町監査委員の選任について

○議長 追加日程第12、議第40号 川西町監査委員の選任について、これを議題といたします。

鈴木孝之君は、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場願います。

(2番 鈴木孝之君 退場)

○議長 提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第40号 川西町監査委員の選任についてご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、議会選出監査委員が任期満了により欠員となったため、提案するものでございます。

川西町監査委員の選任について。

次の者を川西町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所、川西町大字下小松968番地。

氏名、鈴木孝之。

生年月日、昭和38年5月12日。

本日付でございます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

鈴木孝之君の復席を求めます。

(2番 鈴木孝之君 復席)

○議長 鈴木孝之君に申し上げます。

ただいま、川西町監査委員の選任については同意することに決定いたしましたので、告知いたします。

◎議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長 追加日程第13、議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、非常勤の特別職の日額をもって定める報酬額を改定するため、提案するものであります。

内容につきまして、奥村総務課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 それでは、命によりまして、議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中「22,300円」を「25,000円」に改める。

本日付、町長名でございます。

この改正の内容につきましては、別紙議第39号資料の概要をもってご説明を申し上げます。

まず、今回の改正の趣旨でございます。

医師に係る報酬の日額につきましては、川西町の特別職の職員の給与に関する条例の中で位置づけをしております。この条例の中で、非常勤特別職の日額をもって定めるということで規定をしております。その額につきましては、山形県が定める日額報酬に準じて定めているところでございます。

今回、令和5年4月1日より、山形県が定める医師の報酬日額が改定されたことに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

条例中、別表第3には、非常勤の特別職の内容を記載しております。この中で、非常勤の日額をもって定める額という部分でございますが、改定前「22,300円以内で町長が定める額」としてありますが、今回改定で「25,000円以内で町長が定める額」というふうに改正するものでございます。

なお、下のほうに参考としてつけておりますが、今回、山形県が定める医師の日額報酬でございますが、これまで2万2,300円ございました。この額が、4月1日から2万2,900円に改正されるものでございますので、これに合わせて改正をするものでございます。

なお、山形県におきましては、非常勤で日額をもって定める額の範囲でございますが、山形県では、3万1,800円以内で任命権者が定めるということで規定をしております。この関係で、山形県については範囲内でありますので、改正する必要はございませんが、本町ではこれを超える額になりますので、今回改正をするものでございます。

なお、今回、日額をもって定める報酬額でございますが、今後の報酬改定に適時に対応できるよう、幅を持って設定をしたいと思っております。その関係で、2万5,000円を上限に改定するものでございます。

ただし、実際の報酬日額でございますが、これについては、山形県が定める額に準じて2万2,900円とするものでございます。

この条例の施行期日でございます。

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。先ほど開催された議会運営委員会において協議がなされ、それにより、閉会中の所管事務調査の申出がありましたので、これを追加日程にさらに追加し、追加日程第2として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 3時43分)

○議長 会議を再開します。

(午後 3時44分)

◎発議第9号 閉会中の所管事務調査について

○議長 追加日程第2、発議第9号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議会運営委員会において検討され、申出があったものであります。これを許可いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和5年第2回川西町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたっての審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 3時45分)